

世界各国の医事法の状況

神戸大学大学院法学研究科教授 手嶋 豊

医事法は、世界的にも1970年代から盛んとなったもので、その歴史は非常に短い。日本医事法学会が設立されたのは1969年で、本年の学術大会は50回目の節目に当たる。このように医事法の歴史は内外とも決して長くないが、それでも登場から現在まで、多くの課題が扱われ、その重点も、医師患者関係の規律から、医学の発展と周辺状況の変化とを両輪として、多様化し変化してきている。医事法で扱うべき課題は多く、医療過誤、脳死、尊厳死・安楽死から、生殖補助医療と人工妊娠中絶、遺伝子解析と遺伝治療、個別化医療等について多大な議論がなされてきた。医事法は医療・医学に対して法の規律が求められる分野であり、2020年現在、医事法は、多くの国で既に、ある＝存在するものとされ、議論の余地は多分にあるが、一つの独立した法領域として認められるようになってきている。日本で参照される頻度が高い国は米・加・独・仏・英・豪等であろうが、課題によってはそれ以外の国が参照されることも、しばしばなされている。

医事法が守ろうとする利益は、人間の存在に最も基本的な生命・身体に関連し、その目的を果たすために法的規律が必要な場面があることは国を超えて広く認められる。昨今のCOVID-19への対策など、世界的に足並みを揃えることが必要な場合も発生している。しかしながら法の進展状況は国によって様々であり、全体としての法制度の違いなども相まって、結果として、ある課題についての法的規律の内容が、国によって大きく異なることもある。生殖補助医療として実施可能な技術は、どこまで認めることができるのか、終末期医療において医師による自殺補助PASを肯定するかなど、これらについては欧米諸国の間でもそのスタンスに違いがあることはよく知られており、その結果、某国の患者が、自国では受けることを望むことができない治療の実施を求めて、国境を超えてゆくといったことも、珍しいことではなくなっている。医事法では、各国でそれぞれ世界共通の課題に取り組む一方で、それぞれの国固有の側面をもつこともあるため、これらの論点の検討に際して、比較法を行うことの意味は大きいものと思われる。

日本で医事法の講義は、民法・刑法・憲法・行政法などを主たる専門とする複数の教員が、オムニバス形式で1科目2単位～4単位分について、医療に関係する法的論点の検討を分担し、講義担当者の一人が責任教員として当該科目をまとめるのが一般的なように見える。しかしながら、米国のロースクールでは、将来の職業を見据え、医事法を集中して学びたい学生・大学院生のために、特別なコースを設けているものが少なからず存在する。ロースクールのランキングを毎年掲載しているUS NEWS and World Reportでは、通常の全体のランキングと別に、Health Care Lawといった個別法領域でのランキングもあり、全体とはかなり異なるロースクールが名前を連ねている (<https://www.usnews.com/best-graduate-schools/top-law-schools/clinical-healthcare-law-rankings>)。

このランキングで上位に置かれているロースクールでは、医事法研究に関するセンター等を設けていることが多いほか、医療に関係する法律科目群に加えて、公衆衛生や生命倫理など、多種多様な講義・セミナーを提供しており、極めて充実した内容になっている。この状況は、研究のみでなく教育を通じて法の到達点を社会と共有する面で参照すべきものを含んでいると解される。